

常滑市放課後児童育成クラブ事業民間委託  
(常滑東小学校区)  
公募型プロポーザル 実施要領

令和7年5月

常滑市放課後児童育成クラブ事業民間委託  
(常滑東小学校区)  
公募型プロポーザル審査委員会

## 1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

### (1) 業務の目的

本業務は、保護者が仕事等の事情で昼間家庭にいない児童に対し、学校終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的として実施する「常滑市児童育成クラブ」において、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図りながら、継続的・安定的な運営を行うことを目的とする。

### (2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

当該業務について、児童の健全な育成環境を整えるため、価格のみの競争ではなく、豊富な経験と高い専門性の有無や適切な業務体制、児童の安全管理等について総合的に判断し、最適な事業者を選定する必要があるため。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

常滑市放課後児童育成クラブ事業民間委託（常滑東小学校区）

### (2) 業務場所

常滑東小学校区のうち以下の住所地に立地していること。

通学区域住所：仲井、西梨木、椎垂木、蛇廻間、運内、耳切、黒山、北古千代、南古千代、奥夏敷、南飛渡、飛渡川、南蛇廻間、池田川、菅場、折戸、古千代、中千代、椎池、乙田、古社、千代、鳥根、柴山、二ノ田、飛香台

### (3) 業務内容

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※受託者は契約締結日から令和7年6月30日までを準備期間とし、支援員の確保、統括体制の確立などを行うものとし、また、利用児童の募集、保護者説明会の開催、利用決定等を行うものとする。ただし、準備期間中に発生した費用は事業者の負担とする。

### (5) 提案限度額

9,647,416円

内訳 委託料 4,895,500円

補助金 4,751,916円

※補助金には、放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業、放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）などを含む。

※本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に該当するため、非課税であるものとして取り扱う。

※利用者から徴収する利用料は受託者が直接収入するものとし、委託料には含まない。

### 3 実施するプロポーザル方式の型

公募型プロポーザル

### 4 提案資格要件

本プロポーザルに提案する者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 法人格を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③ 参加表明書提出期限の日から受託候補者特定の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱（平成 20 年要綱第 4 号）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 次の申立てがされていないこと。
  - ア 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て
  - イ 会社更生法第 17 条に基づく更正手続き開始の申立て
  - ウ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続きの申立て
- ⑤ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 1 日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 令和 4 年度以降に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施又は事業運営を受託した実績を有していること。

### 5 受託候補者決定までのスケジュール

項目	日程
実施要領のホームページ掲載	令和 7 年 5 月 23 日(金)
質問の受付期限	令和 7 年 5 月 27 日(火) 午後 4 時

項目	日程
質問に対する回答	令和7年5月28日(水)
参加表明書提出期限	令和7年5月29日(木) 午後4時
提案資格の確認通知及び提案書の提出要請	令和7年5月30日(金)
提案書提出期限	令和7年6月9日(月) 午後4時
プレゼンテーションによる審査	令和7年6月16日(月)予定
審査結果通知、公表	令和7年6月17日(火)予定

## 6 質問の提出及び回答

### (1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式5）に質問事項を記入の上、電子メールに添付して送信すること。

件名：常滑市放課後児童育成クラブ事業民間委託（常滑東小学校区）  
 公募型プロポーザル（質問）  
 法人名〇〇

メールアドレス：koshien@city.tokoname.lg.jp

※市は、質問書を受付後、確認の電子メールを送付する。

### (2) 提出期限

令和7年5月27日（火）午後4時

### (3) 質問書に対する回答

質問者全員に全質問事項とその回答を電子メールで送信します。なお、質問事項の内容が重複している場合は、事務局で整理の上回答します。

## 7 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 法人概要書（様式4）
- ③ 法人概要（会社案内やパンフレット等）

※提出書類の様式は常滑市ホームページからダウンロードすること。

### (2) 提出場所及び提出方法

持参、郵送又は電子メールで、常滑市こども健康部子育て支援課に1部提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

※送付先は「13 担当部課及び連絡先」を参照すること。

### (3) 提出期限

令和7年5月29日(木)午後4時

## 8 提案方法

参加表明者の提案資格の確認後、選定通知書(様式2)及び提案書提出要請書(様式3)の送付を受けた者は、以下のとおり提出書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 法人概要書(様式4)
- ② 提案書(様式6)
- ③ 企画提案書(任意様式)

「常滑市放課後児童育成クラブ事業民間委託(常滑東小学校区)仕様書」(別紙1)に基づき、次の事項を踏まえて提案すること。

形式は原則A4判(図表はA3判をA4判に折り込むことも可)、文字サイズ12ポイント以上で15ページ以内の印刷物とする。

ア 業務内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・遊びや学習の体験等の実施方法の提案</li><li>・配慮が必要な児童の支援についての考え方と実施方法</li><li>・学校との連携・協力体制</li><li>・保護者・児童等からの意見・要望・相談に対する対応</li></ul>
イ 業務体制
<ul style="list-style-type: none"><li>・責任者、支援員等の配置体制及び代替職員確保体制</li><li>・支援員等の雇用計画、処遇及び福利厚生</li><li>・支援員等の資質向上のための研修の機会の確保及び指導・フォロー体制</li></ul>
ウ 児童の安全管理等
<ul style="list-style-type: none"><li>・事故発生時等(事故、けが、疾病、いじめ、虐待、誤帰宅・誤預かり等)の迅速な対応、予防の体制</li><li>・連絡体制、担当者不在時の対応方法</li><li>・衛生管理及び個人情報管理の体制</li></ul>
エ 実施施設
<ul style="list-style-type: none"><li>・物件の状況(土地及び建物の権利関係、構造、面積、立地等)</li><li>・周辺環境等(近隣の状況、保護者送迎への対応)</li></ul>

## オ 事業者

- ・ 放課後児童健全育成事業に対する基本的な考え方
- ・ 準備期間から本格稼働へ移行後も円滑な運営ができる事務局体制
- ・ 準備期間から本格稼働へ移行後までの実施スケジュール

### ④ 提案価格書（様式7）

提案内容の実施に要する費用について、総額及び内訳（委託料・補助金）それぞれの金額を記入すること。

### ⑤ その他参考資料（任意様式）

会社案内、パンフレット等

※提出書類の様式は常滑市ホームページからダウンロードすること。

## （2） 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市こども健康部子育て支援課に前項（1）の①～⑤を1部として、6部を提出すること。

うち1部を正本とするため、②提案書、④提案価格書は押印した原本を提出すること。残り5部の提案書、提案価格書はそのコピーで構わない。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

※送付先は「13 担当部課及び連絡先」を参照すること。

## （3） 提出期限

令和7年6月9日（月）午後4時

## （4） 提案書の取り扱い

- ① 提案書提出後の記載内容の変更は認めない。
- ② 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書等は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

## 9 審査方法

常滑市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、受託候補者を特定する。

なお、審査委員会は非公開とし、審査委員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せ及び異議申し立ては一切受けないものとする。

プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とし、会場及び開始時間等の詳細については別途通知する。

## (1) プレゼンテーション審査

- ① 実施日：令和7年6月16日（月）予定
- ② 出席者：提案事業に関わる職員等3人以内
- ③ 説明時間：40分以内（説明20分、質疑20分）
- ④ その他：プレゼンテーションは提出した提案書のみで行うこととし追加資料等の配布は認めない。

提出された提案書によるプレゼンテーションとするが、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとする。  
なお、プロジェクター、スクリーン、電源は常滑市が用意する。

## 10 評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容により(2)の評価基準を元に審査し、合計点数が最も高い事業者を受託候補者として特定する。提案者が最低限満たすべき点数の基準は6割以上(合計点)とし、この基準を満たす者がいない場合は、再度選定等を行うものとする。なお、提案者の数が1である場合においても審査を行う。

合計点数が最も高い事業者が2者以上ある場合は、①～④の評価項目の点数の合計が最も高い事業者を受託候補者とする。それでもなお同点の場合は、価格が最も低い事業者を受託候補者とする。

### (2) 評価基準

評価項目・内容	配点
① 業務内容 ・ 児童の育成支援内容 ・ 学校との連携・協力 ・ 要配慮児童への対応 ・ 要望・苦情対応	30
② 業務体制 ・ 責任者の配置 ・ 人材確保・人材育成 ・ 支援員等の配置	15
③ 児童の安全管理等 ・ 安全対策 ・ 衛生管理 ・ 緊急時の対応 ・ 個人情報管理	15
④ 実施施設 ・ 実施施設の場所・状況 ・ 周辺環境	15

⑤ 事業者 ・ 事業者概要 ・ 運営方針	・ 運営実績	20												
⑥ 価格評価		5												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>割合</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案限度額の 60% 未満</td> <td>5 点</td> </tr> <tr> <td>60% 以上 70% 未満</td> <td>4 点</td> </tr> <tr> <td>70% 以上 80% 未満</td> <td>3 点</td> </tr> <tr> <td>80% 以上 90% 未満</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>90% 以上</td> <td>1 点</td> </tr> </tbody> </table>			割合	点数	提案限度額の 60% 未満	5 点	60% 以上 70% 未満	4 点	70% 以上 80% 未満	3 点	80% 以上 90% 未満	2 点	90% 以上	1 点
割合	点数													
提案限度額の 60% 未満	5 点													
60% 以上 70% 未満	4 点													
70% 以上 80% 未満	3 点													
80% 以上 90% 未満	2 点													
90% 以上	1 点													
合 計		100												

### (3) その他

受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点の事業者を受託候補者として特定する。

## 11 審査結果の通知及び公表方法

### (1) 結果の通知

全ての提案事業者に特定（非特定）通知書（様式 8）により通知する。

なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

### (2) 公表方法

受託候補者の特定結果については、常滑市ホームページで公表する。

## 12 その他留意事項

- ① 本プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを遵守すること。
- ② 企画提案は 1 事業者 1 提案とする。
- ③ 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ④ 参加表明を取り下げる場合は、令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 4 時までに常滑市こども健康部子育て支援課へ電子メールで連絡すること。
- ⑤ 提案書に記載された実施体制（業務担当責任者、総括管理者等）の受託後の変更は、原則認めない。
- ⑥ 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- ⑦ 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わな

い。

- ⑧ プロポーザルにおいては、本業務に適した受託候補者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。市は、受託候補者との間で、提案書を踏まえた協議を行なった上で、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

### 13 担当部課及び連絡先

常滑市こども健康部子育て支援課

〒479-8610 常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5

電話 0569-47-6150 (直通)

メールアドレス：koshien@city.tokoname.lg.jp